

北海道運輸交通審議会条例

(昭和47年 7月31日条例第40号)

(設置)

第1条 北海道における運輸交通に関する施策の総合的な促進を図るため、知事の附属機関として、北海道運輸交通審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、運輸交通に関する重要事項につき、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(参与)

第6条 審議会に参与を置くことができる。

2 参与は、知事が任命する。

3 参与は、審議に参画する。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年7月1日条例第33号抄）

〔附属機関の整理等に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前のそれぞれの条例等の規定により定められた附属機関の委員の数については、この条例の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命又は委嘱が行われる日の前日までは、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日条例第14号抄）

〔附属機関の設置等に係る関係条例の一部を改正する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。